

農林水産省 令和2年度輸出環境整備推進委託事業

(食品規格等調査) 調査報告書

大韓民国

食品行政機構及び関連法令

1. 食品安全管理に係る行政機関と関連法.....1

本報告書は、農林水産省の委託を受け、アルゴリンクス株式会社が調査を行い、取りまとめたものである。アルゴリンクス株式会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負うものではありません。これは、たとえ、アルゴリンクス株式会社がかかる損害の可能性を知らされていた場合も同様とします。

なお、食品、添加物等に関する国際的な基準及び許認可は頻繁に変更されており、信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。したがって、実際の利用に当たっては、対象国の最新の情報をご確認ください。

韓国の食品システムを規制する主要官庁は、食品医薬品安全処（MFDS）、農林畜産食品部（MAFRA）、産業通商資源部（MOTIE）、および国務総理室（PMO）がある。特に、MFDS は、2013 年に省に格上げされて以来、食品安全関連の権限が統合されている。

以下は、各組織の役割と、それぞれの業務を管理する関連法および規制の簡単な説明である。

1. 食品安全管理に係る行政機関と関連法

1) 食品医薬品安全処(Ministry of Food and Drug Safety: MFDS) :

食品医薬品安全処（MFDS）は、食品関連の法律から施行指針までを管轄する立法当局としての機能を持つ。MFDS の主な役割は、食品や畜産物の安全を含む公衆の健康と安全を守ることである。

MFDS は、6 つの地域支部と国立食品医薬品安全評価研究所を擁し、食品規制の確立と施行を行っている。また、畜産物（卵と乳製品を含む）、健康機能食品、食品添加物、食品包装、容器、機器を含む国産および輸入食品の標準規格と仕様を設定する。MFDS は、HACCP（危害分析重要管理点）プログラムの実装や、食品や畜産物の表示に関するガイドライン策定、バイオテクノロジーによって強化された農産物の安全性評価や、遺伝子組み換え（GE）原材料を使用して生産された農産物と加工食品の両方に対する表示要件とを管理する規制など食品安全の全般的な規制を定め実施する。いくつかの主要な MFDS 規制を以下に示す。

① 食品衛生法

MFDS が実施する食品安全関連作業の法的根拠となる。とりわけ、農薬および動物用医薬品の基準はこの法律に基づいて管理されている。

② 食品コード

食品コードは、食品の製造、加工、使用、調理、保管、機器の容器や包装に関する基準や規格を規定している。また、農薬や動物用医薬品、放射性物質、汚染物質などの試験方法や最大残留量を定めている。MFDS は、食品と畜産物の管理システムを統一するため、2017 年に畜産物コードを食品コードに統合し、2018 年に統一管理システムを施行した。

③ 食品添加物コード

食品添加物コードは、個々の食品添加物の仕様と使用基準を規定している。

④ 食品等の表示基準

食品および畜産物の表示に関する法的根拠となる。2018 年に制定され、MFDS は食品と畜産物の表示基準を「食品の表示基準」に統合した。

⑤ 食品表示基準

畜産物や輸入食品を含む食品について、MFDS の韓国語表示要件を遵守するためのガイダンスを提供している。

⑥ 遺伝子組み換え食品の表示基準

2014 年 4 月に、MFDS は、遺伝子組換え作物および食品の表示に要求される規格を、当時の 3 つの既存表示規格（遺伝子組換え食品の表示規格、遺伝子組み換え農産物の表示に関する指針、および LMO 法の表示規格）を統合した。2017 年 2 月には、MFDS は検出可能なすべての製品に義務表示を拡大するため、新たな遺伝子組み換えの表示要件を施行している。

⑦ 健康機能食品法

MFDS が健康食品や栄養補助食品などの健康機能食品を監督するための法的根拠となる。

健康機能食品コード

健康機能食品コードは、健康機能食品の一般的な基準と仕様、および各健康機能食品カテゴリ毎の個別基準と仕様を規定している。

⑧ 子どもの食生活安全管理に関する特別法

MFDSが“子どもが口にする食品”の判断と監督の法的根拠となる。この法律では、高カロリーまたは低栄養食品、高カフェイン食品の販売・広告を制限し、任意による色分け表示システムを導入している。

⑨ 輸入食品安全管理特別法

輸入食品政策の枠組みを提供する。この法律は2016年2月4日に施行され、それまで法律全体に散在していたすべての輸入食品規制を統合した。特別法のほとんどの規定はすでに他の法律に存在していたが、外国施設の事前登録など、輸入食品をより適切に管理するための変更がある。

⑩ 畜産物衛生管理法

家畜の屠殺と取り扱い、および畜産物の処理、流通、検査の要件を指定している。この法律は、畜産物の衛生規格の法的根拠となる。

2) 農林畜産食品部(Ministry of Agriculture, Food and Rural Affairs: MAFRA)

農林畜産食品部(MAFRA)は、総合的な農業政策と畜産物、乳製品、林産物を含む農産物の検疫検査に関する規制を定め施行する。MAFRAの下には、動植物検疫庁(APQA)、国家農産物品質管理局(NAQS)、農村開発庁(RDA)などの機関がある。

MAFRAの構成機関のうち、動植物検疫庁(APQA)は、動物・植物製品の検疫・衛生管理を行っている。APQAは、輸入された植物・植物製品に由来する有害な病害虫の侵入を防止する役割を担っている。また、国家農産物品質管理局(NAQS)は、市場に出回る生鮮果実、野菜、穀物、加工食品について、海外での農産物の品質基準や等級、原産地表示の実施、オーガニック(有機)表示の認定、施行などを行っている。

3) 産業通商資源部(Ministry of Trade, Industry and Energy: MOTIE)

産業通商資源部(MOTIE)は、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書(CPB)を施行する権限を持っている。韓国は、2007年10月にバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書(CPB)を批准した。2008年には、韓国のバイオテクノロジー関連の規則や規制を統括する「遺伝子組換え生物法」が施行されている。

4) 国務総理室(Prime Minister's Office: PMO)

食品安全に関する枠組み法の下で、国務総理室は国の食品安全管理をさまざまな省庁にわたって調整する主導権を与えられている。同法により、首相を議長とする食品安全委員会が運営されており、委員会のメンバーは企画財政大臣、教育大臣、法務大臣、農林畜産食品大臣、厚生大臣、環境大臣、海洋水産大臣、食品医薬品安全大臣、国務総理、および首相が任命した専門家で構成されている。